

補助対象者

一般家庭から排出される生ごみの排出抑制と減量化を図るため、購入費用の一部を補助します。

家庭用生ごみ処理機

鬼北町に居住し、一般家庭で生ごみ処理機を使用する人。

補助金の額

1,400円(税込)
価格の2分の1以内(2万円を限度)

700円(税込)
タイプ: 設置価格の2分の1以内(1万5千円を限度)

※予定数量に達した時点で締め切りとします。

- ▼利用者により可燃ごみ収集箱の維持管理をしないステーション
- ▼可燃ごみ収集箱の設置用地をステーション利用者で確保することができないステーション
- ▼ステーション利用者全員の同意が得られないステーション
- ▼新規に利用する者に対し、可燃ごみ収集箱を利用できない旨の取決め等があるステーション

補助金の額

購入価格の2分の1以内(2万円を限度)

※補助対象は一世帯に1台です。

現 在 手 当 を 受 け て いる 人 の 届 出

児童が2人の場合は、右記金額に5千円の加算、3人以降は3千円ずつ加算されます。

| 役場 | 環境保全課 |
|------------------|------------------------|
| 廃棄物対策係 内線2132 | 扶養手当制度について 【児童扶養手当】 |

※予定数量に達した時点で締め切ります。
燃やせるごみの約3割が生ごみです。生ごみを堆肥化し家庭菜園やガーデニングに使えば、野菜や草花もよく育ち、また、家庭から出るごみを減らすことができます。

問い合わせ

役場 環境保全課
廃棄物対策係
内線2132

| 手当の額 | 扶養手当制度について 【児童扶養手当】 | 特 別 児 童 扶 養 手 当 |
|--|--|--|
| ・全額支給 一部支給 4,1,5,5,0 4,9,8,1,0 円 円 円 円 | 父または母と生計をともにしていない児童が養育される家庭に対して、児童の健やかな成長と一日も早い家庭の生活の安定、自立の促進を目的として支給される手当 | 20歳未満で、身体または精神に障害のある児童を監護している父母、または父母にかわってその児童を養育している人に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的として支給される手当 |

▼児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
▼児童が、社会福祉施設等(保育所、通園施設を除く)に入所しているとき

対象児童の数と等級によつて支給されます。(いずれ

ご寄付お礼

◎愛児園へ

米川 幸秀さん(近永)

◎広楽荘へ

石本 高博さん(小倉)

◎勝山荘へ

田中 好子さん(宇和島市)
大野 泰さん(父野川中)
岩本 小由理さん(上鍵山)
宮本 鈴子さん(上大野)
谷口 萬寿雄さん(父野川下)
梶原 政江さん(小倉)

◎ひろみ奈良の里へ

広蓮
久保田 ユズルさん(生田)
さくら保育所
井上 咲枝さん(興野々)
鬼北町精神保健ボランティア
グループつつじ

◎鬼北町社会福祉協議会へ

中崎 善行さん(岩谷)
大西 信綱さん(兵庫県)
竹本 精作さん(近永)
上川向日葵
清家 知一さん(永野市)
梅木 時雄さん(父野川下)
宇都宮 サキ子さん(北川)
奥藤 光明さん(小西野々)